

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本県第162号
平成21年3月26日
宮城県警察本部長

発送文書収納用封筒及び料金後納郵便表示への広報表示要領の改正について
(通達)

発送文書収納用封筒及び料金後納郵便表示への広報表示要領を別添のとおり改正し、平成21年4月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「発送文書収納用封筒及び料金後納郵便表示への広報表示要領の制定について(通達)」(平成21年3月10日付け宮本県第107号)は、廃止する。

発送文書収納用封筒及び料金後納郵便表示への広報表示要領

1 趣旨

この要領は、宮城県警察において発送する文書の収納用封筒（以下「封筒」という。）及び警察本部庁舎において使用する料金後納郵便表示への広報表示に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広報表示の目的

広報表示は、県民に広報する必要がある事項を掲載して、警察活動に対する理解と協力を得るとともに、事件や事故への注意喚起を促すことを目的とする。

3 広報表示の対象

広報表示は、封筒は全所属のものを、料金後納郵便表示は警察本部庁舎内の所属が料金後納郵便で発送するものを対象とする。ただし、所属において必要が認められないと判断したときはこの限りでない。

4 広報表示の範囲

封筒及び料金後納郵便の表示への広報表示の範囲は、次のとおりとする。

(1) 封筒表面

封筒表面への広報表示の範囲は、別記様式第1号に示すとおりとし、あて先の表示を阻害しない範囲内（差出人の表示を行う場合はこれを含む。）とする。

(2) 封筒裏面

封筒裏面への広報表示の範囲は、別記様式第2号に示すとおりとし、全面への表示を可能（差出人の表示を行う場合はこれを含む。）とする。

(3) 料金後納郵便

料金後納郵便表示への広報表示の範囲は、別記様式第3号に示すとおりとし、円形又は四角形のそれぞれ下部2分の1の範囲内とする。

5 広報表示の内容

広報表示の内容は、広報重点等県民に広く広報する必要がある事項とする。

6 広報表示の確認と使用

(1) 広報表示の確認

広報表示を作成した所属長は、広報表示確認依頼書（別記様式第4号）により総務部総務課長（以下「総務課長」という。）から規格適合等の確認を受けること。

確認依頼を受けた総務課長は、広報表示が規格等に適合していることを確認した場合、その旨を依頼所属長に通知すること。また、適合しないと認めた場合は、その理由を示し、修正等を求めること。

(2) 広報表示の使用

規格適合の確認を受けた所属は、当該広報表示を使用することができる。この場合、総務部総務課に印刷を依頼するときは、印刷用の封筒及び確認を受けた広報表示を印字したもの又はデータを提出すること。

7 発送

料金後納郵便を発送する場合は、「宮城県警察文書発送要綱の改正について（通達）」（平成21年3月26日付け宮本県第161号）5に規定する郵送文書の取扱いにより、総務部総務課に発送を依頼すること。

8 その他

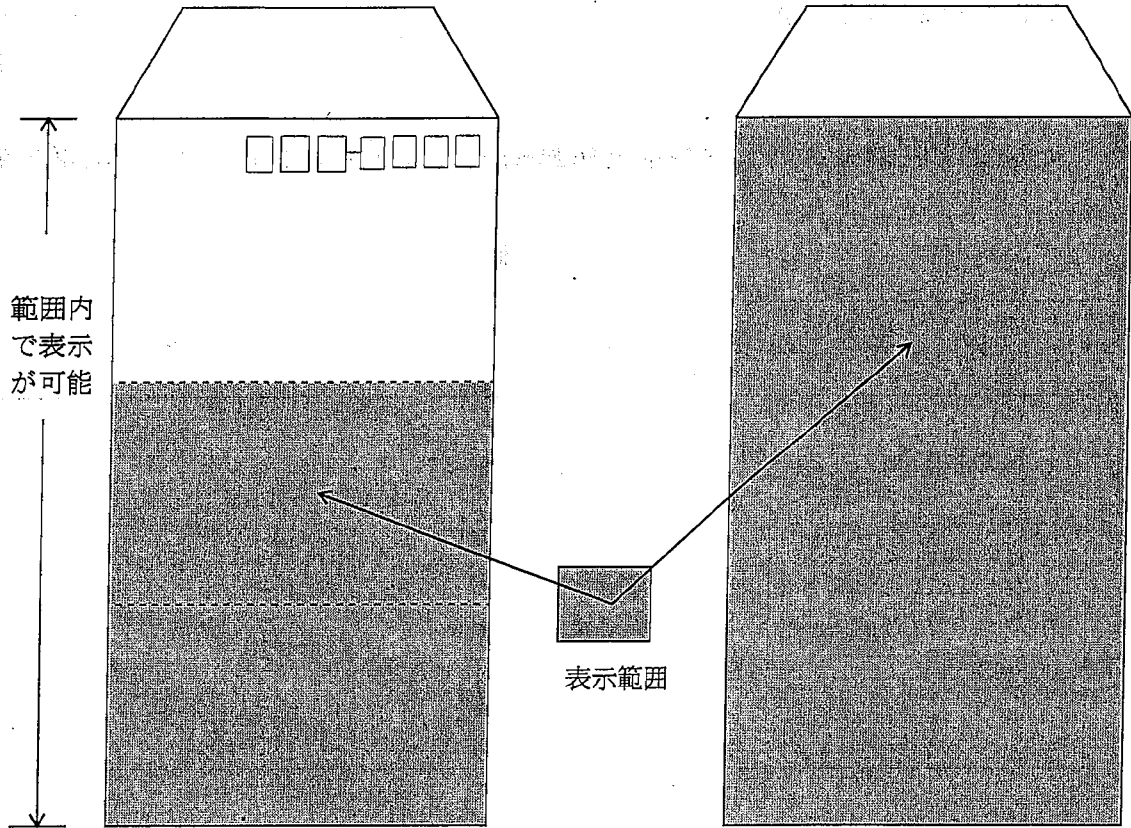
総務課長は、広報表示に関し必要な調整を行い、適正な運用に努めること。

別記様式第1号

別記様式第2号

封筒表面の表示範囲

封筒裏面の表示範囲



注 あて先の表示を阻害しない範囲で表示できる。

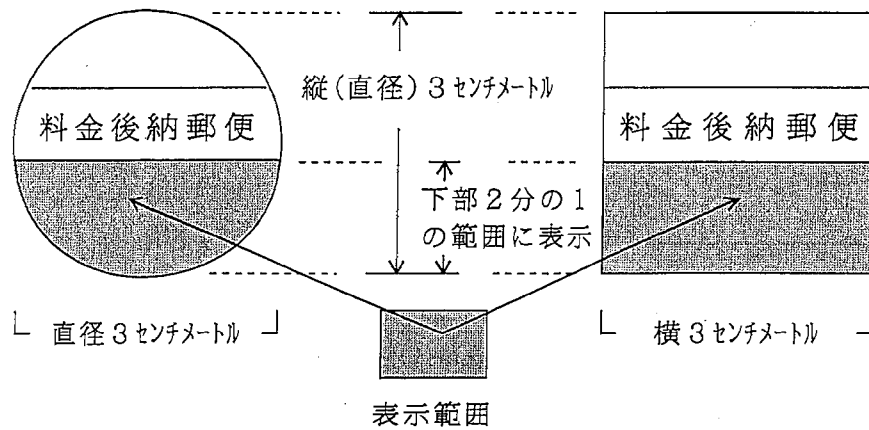
注 封筒全面を使用できる。

別記様式第3号

料金後納郵便の表示方法

1 円形の場合

2 四角形の場合



広報表示確認依頼書

総務部総務課長 殿

官 号外
年 月 日
所 属 長

発送文書収納用封筒及び料金後納郵便表示への広報表示について確認を依頼する。

記

区 分	表 示 案	適否
<p>料金後納郵便の表示</p> <div data-bbox="264 920 552 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>円形の直径又は四角形の一辺を3センチメートルの下部2分の1の範囲で表示</p> </div>		<p>適 否</p>
<p>封筒表面</p> <div data-bbox="264 1294 552 1451" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>あて先の表示を阻害しない範囲で表示</p> </div>		<p>適 否</p>
<p>封筒裏面</p> <div data-bbox="264 1668 552 1825" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>封筒全面に表示可能</p> </div>		<p>適 否</p>

注1 適宜別紙を添えて提出すること。

2 適否の欄は、記載しないこと。